平成２９年度
第２回　文京区基本構想推進区民協議会

日時：平成２９年１０月２０日（金）
　　１８時３０分～２０時４５分
場所：文京シビックセンター２４階
　　区議会第一委員会室

文京区企画政策部企画課

第２回　文京区基本構想推進区民協議会　会議録

「委　員」	会長	辻　琢也
	副会長	平田京子
	委員	牛嶋　大
	委員	八木田　里枝子
	委員	浅見理絵
	委員	枇杷阪　武
	委員	弘世京子
	委員	下田和惠
	委員	中村雄介
	委員	輪座峯雄
	委員	岡田伴子
	委員	出井久之
	委員	上田武司
	委員	島川健治
	委員	岩永有札
	委員	青木和雄
	委員	加藤佑理
	委員	山口一夫
	委員	石井朋佳
	委員	冨永　直
	委員	村田展江
「幹事等」	企画政策部長	吉岡利行
	危機管理室長	八木　茂
	区民部長	林　顕一
	福祉部長	須藤直子
	保健衛生部長	石原　浩
	都市計画部長	中島　均
	土木部長	中村賢司
	資源環境部長	松井良泰
	施設管理部長	鵜沼秀之
	企画政策部企画課長	加藤裕一

企画政策部政策研究担当課長	河　野　友　和
総務部危機管理課長	高　杉　信　二
総務部防災課長	橋　本　淳　一
区民部区民課長	古　矢　昭　夫
土木部管理課長	小　野　光　幸
土木部道路課長	佐久間　康一
土木部みどり公園課長	橋本　万多良
資源環境部環境政策課長	髙　橋　征　博
資源環境部リサイクル清掃課長	吉　本　眞　二
資源環境部文京清掃事務所長	村　岡　健　市

○辻会長　それでは、定刻を過ぎましたので、第２回基本構想推進区民協議会を始めます。

最初に、委員の出欠状況や配付資料につきまして、事務局から説明をお願いします。

○加藤企画課長　皆さんこんばんは。

それでは、委員の出欠の状況についてご報告いたします。事前に欠席のご報告をいただいている委員の方が５人いらっしゃいます。飯沼委員、深谷委員、前川委員、椋野委員、渡部委員でございます。

それと、配付資料について確認させていただきたいと思います。前回までに配付させていただきました資料が６点ございます。まず１点目が次第、それと資料第１号、名簿になっております。資料第１－２号、幹事の名簿になります。それと資料第２号、こちらは基本構想実現度評価の実施状況という紙と、その後ろにＡ４で何枚かの厚目のものが付いている資料になります。それと、資料第３号、こちらもＡ４の紙の後に別紙という形で資料が付いているものになります。それと資料第３号の参考資料、ホチキスどめのものになります。前回いらっしゃらなかった委員の方につきましては、席上に資料第１－２号と資料第３号参考資料を置かせていただいております。それと、本日、席上に座席表を置いております。

本日の検討ですけれども、前回と同様に、資料第２号、厚い資料と資料第３号、こちらを使いますので、よろしくお願いいたします。説明は以上になります。

○辻会長　それでは、本日のスケジュールの確認です。

本日は、基本構想実現度評価案、こちらのほうの福祉・健康、それから、まちづくり・環境分野を行います。それから、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」評価案につきましては、高齢者福祉について審議をします。

あらかじめお知らせしておりましたが、本日は検討項目が多く、各項目について一定程度の議論を確保したいということから、当初から会議時間については１０分延長し、終了予定時刻は８時４０分としております。場合によってはもうちょっと延びるかもしれません。各説明者の方におかれましては、説明の際の時間管理にご協力いただきたく、改めてお願い申し上げます。

それでは、本日の検討に入ります。それではまず、次第１、基本構想実現度評価案の実施状況です。福祉・健康分野は全部で５項目ありますので、二つに分けて進行したいと考えます。

最初に、高齢者福祉、障害者福祉、それから生活福祉の３項目をまとめて担当部長が説明し、その後、皆様からご意見、ご質問をお伺いします。次いで、健康づくり、生活衛生環境の２項目をまとめて担当部長が説明し、その後、皆さんと質疑をということになります。

それでは初めに、高齢者福祉、障害者福祉、生活福祉につきまして、福祉部長から説明をお願いいたします。３項目について説明と質疑応答を含めた全体の検討時間を、およそ３５分と考えております。よろしくお願いします。

○須藤福祉部長　福祉部長の須藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、資料第２号のＡ３版の４ページをお開けください。

まず、高齢者福祉でございます。１番目の基本構想実現度の「現状と今後３か年の方向性」をご覧ください。文京区の高齢化率は２０％を切っておりますが、よく言われる２０２５年、団塊の世代の方々が７５歳以上という、を一つの目安といたしまして、そこに向けて、地域包括ケアシステム、ここにあります医療、介護、介護予防、住まい、生活支援、こういったものが地域の中で過不足なく提供できる体制づくりのために今、取り組んでいるところでございます。

２番目の指標のほうをご覧ください。

一番最初の「地域で支え合う仕組みの充実」のところです。こうした地域包括ケアシステムをつくっていくための拠点となりますのが高齢者あんしん相談センター、法上は地域包括支援センターという名前ですけれども、文京区では高齢者あんしん相談センターと呼んでおりますが、ここの相談者数が高齢者の人数に占める割合を上げていこうということでございます。

２８年度におきましては、２７．５％を目処としておりましたけれども、実数は２６．３％ということで、１００％を達成しておりませんが、ここについてたくさんの方々がご相談いただけることを目安としていくというものでございます。

次の、「在宅サービスの充実と多様な住まい方の支援や取組」というところで、指標といたしましては、特別養護老人ホーム入所希望者名簿に登載された方の人数をとっております。この人数というのは、一つはきちんとした施設整備を行っていくこと、そして、在宅サービスが充実することによって、在宅での介護の目処をつけられるようなことも含めまして、この人数をできるだけ減らしていくということを目標としてとったものでございます。

③、右上のほうですけれども、「健康で豊かな暮らしの実現」、こちらには、１年次、２年次とか書いてありますが、これは介護予防に関係する指標でして、基本チェックリストというものがございます。これは基本構想実施計画を合わせてご覧いただいたほうが分かりやすいのですけれども、９７ページになります。ちょうど介護になる手前の方々、７５歳から８５歳の方々に対し、基本チェックリストというのをお送りしております。

３年に一度、全ての方にお送りし、２年目、３年目は、１年目に対象とならなかった方に追加でまたご連絡を取っているような形になるのですが、対象となられた方々の中で生活機能の低下が見られる方の割合を減らしていこうというものになります。そういった形で、全体の健康寿命を延ばしていくことの指標にするというものです。

こういったことを通じまして、６の今後の方向性ですけれども、健康寿命の延伸、それから介護が必要になっても安心して暮らせる地域づくり、これを大きな目標といたしまして施策に取り組んでいくということを方向性としてまいります。

続きまして、５ページをおめくりください。

次は、障害者福祉でございます。障害者福祉に関しましては、かなり大きな動きがございました。障害者権利条約の批准を契機に、かなり多くの施策が組まれておりますが、一つが障害者差別解消の動き、それから、それに連動してもおりますけれども障害者雇用促進法等が動いており

ます。

これらを文京区といたしましては障害者基幹相談支援センター、あるいは就労支援センターを中心に展開しているというところでございます。

指標でございますが、まず①「障害者の日常生活・社会生活の総合的な支援」ということで、障害者総合支援法が始まりましたのが平成２５年ということで、まずはこの事業を知っていただき、利用していただく方の利用率を増やしていくこと、これが当面の指標ということでとらせていただいております。その割合を右肩上がりでとっておりますけれども、２８年度につきましては、予定よりも少々多くご利用いただいたということになっております。

②「安心して地域生活を継続できるための基盤整備」ですが、こちらは地域の中で生活できるようにということで、グループホームの整備を行っていくということで、この人数を目処として造ってまいります。

それから③ですけれども、「精神障害者の地域生活の継続」ということで、入院していらっしゃる精神障害の方が退院した後、再入院にならないように地域の中で支えていけるようにということで指標としてとっているものでございます。

残念ながら、２８年度は目標よりも下がっておりますが、こういった形で８割を目指していきたいというものでございます。

④ですけれども、「障害者就労支援の充実」です。こちらは、就労支援センターを中心に支援を行っておりますが、ここを通じて就労をした方々で、定着して就労を継続している方々の人数を増やしていきたいということで、指標としたものでございます。

全体を通じまして、こういった方向で、６の今後の方向性のほうですけれども、やはり区としても、就労支援センター、基幹相談支援センターと連携しながら全体の施策を充実させていきたいと考えております。

続きまして、６ページをお開けください。

中項目は生活福祉になります。文京区におきましては、生活保護の受給者の方は平成２６年度の２，１８７世帯をピークとして、やや減少傾向ということになっておりますが、２，０００世帯を超えてということで、ある意味、横ばい状態となっております。こういった方、そして、生活保護を受給される手前の生活困窮の方々への支援もということで取り組んでいるところでございます。

指標でございますけれども、まず、①といたしまして、「生活保護受給者の自立した生活」というところで、こちらのほうは生活保護受給者のうち、新たに就労に結びついた人数、あるいは増収を図った方の割合ということでとっております。

これまでかなりの勢いで就労に結び付けたというのはあったのですが、残念ながら２８年度については下がってきているというのがございます。ただ、課題にも書きましたように、ほぼ少しの支援で就労可能な方々は相当に就労していらして、今は就労にもう一歩行かない、就労意欲、

喚起の部分で頑張っていただきたい方々についての支援が中心になってきていて、就労までもう一歩というところになるために、少し割合が減ったのかなというところでございます。

②は「生活困窮者の自立した生活」ということで、これは生活保護を受ける前の方々に対する自立支援事業というのがございます。そういった事業を利用した方のうち、新たに就労に結び付いた方、そして、増収を図った方の割合ということで指標を作っております。

ここについては、ある程度、２８年度は目標を達成し、この調子で実績を上げていきたいと思っております。

③は、「路上生活者の自立した生活」ということで、路上生活者の方は文京区では２１人とそう多くはないのですけれども、微増傾向ということです。こういった方々で自立支援センターに入った方々の中で就労に結び付いた方ということで指標をとっております。

今、自立支援センターというのは就労に向けて、ある程度お力のある方々ということで入っていただいておりますが、ここでも高齢化の問題があったりもしています。いろんな多角的な面からの支援が必要な状態ではございますが、できるだけ自立に向けてということで支援を行ってまいります。

ということで、これらを含めまして、６の今後の方向性が右下でございます。生活保護受給者に対する就労支援については、雇用環境がある程度改善しているところもあり、この中でいろんな形で、フルタイム就労だけではなく、ある程度の短時間の就労も含めて少しずつという形で、あるいは今、既就労者の方も増収も図るということで支援を行っていきたいと思います。

それから、生活困窮者につきましても、就労だけではなくいろいろな生活改善ですとかそういったことも含めての支援をこれからも行っていくということでまとめさせていただきました。

説明は以上です。

○辻会長　それでは、委員の皆さんからご質問、ご意見をお願いします。いかがでしょうか。

○中村委員　このメンバーの中で、障害者の団体から参りました中村と申します。

ただいまのご説明によって、いかに多くの時間と労力を掛けて就労のために、あるいは生活のためにご尽力いただいているかを伺いまして感謝しております。

ただ、なお問題なのは、やっぱり障害者が就労する場合、こう言ってはなんですけれども、働こうとする会社あるいは事業所において、どうしても排除の心理といいますか、簡単に言えば差別ですが、そういうのがどうしても働くことは、これは人間性としてやむを得ないものだとは思います。それがなお働いているということは事実でありまして、そのために今、部長さんにご説明いただいたように、必ずしもせっかく就労したのに長続きしない場合もあるということです。これは、非常に残念なことなんですが、そういう意味においては、ハード面とともにソフト面といいますか、そういうところにも区役所としての働き掛けをお願いしたいと思います。

一般的においては、本当によく障害者のために、あるいは高齢者のためにご尽力いただいていることを感謝いたします。

以上です。

○辻会長　事務局、お願いします。

○須藤福祉部長　確かに、本当におっしゃるとおりでして、今、法定雇用率とかが上がっておりますので、まずは雇用しましょうというところは多いんです。しかし、障害の方に仕事をどのようにしていただくかという仕事の切り出しであったりとか、今までとは違う形でお仕事を提供する仕方について、まだなかなか慣れなかったり、障害者の方も初めてだったりすると、そこら辺のお互いにこんな感じでやれば仕事として継続できるねという、本当に試行錯誤の職場はまだまだ多いです。

雇ったからこれ位はやってよね、みたいな形になってしまうところにかなり無理があったりとか、そこのところに就労支援センターは訪問をし、それぞれのお話を伺いながら提案もしていく。今、定着支援という意味はそういうことなんですけれども、取り組んでいるところでございます。

本当にまだ始まったばかりのことですので、ここがお互いに働きやすい環境をつくっていく、ここが本当に大事な仕事だと思っております。しばらく、これから息の長い仕事だと思いますけれども、取り組みたいと思います。

○辻会長　ありがとうございました。それでは、どうぞ。

○出井委員　生活保護についてお聞きしたいんですけれども、約２，０００世帯ということなんですが人数的には何人ぐらいいらっしゃるのかということと、あと、どのぐらい生活保護で金額をいただけるのか。国民年金だと到底暮らせないですよね。実際、１年間にもらえる金額と言うのが８０万円とかというと、当然、そこで働かなきゃいけないということで、高齢者が働けなかったらどうするのかというようなことで、その辺についてちょっとお聞きしたいんですけれども。

○辻会長　それでは、事務局、お願いします。

○須藤福祉部長　人数ですが、２８年度で２，３７７人になります。ですので、世帯数と比べますと、割と単身世帯が多いという形になります。

確かに今、おっしゃいましたように、生活保護費の住居費を除きますと８万３，０００円ほどありますので、いわゆる国民年金だけと比べると、こっちのほうが多いじゃないかみたいなことは確かにあります。そこのほうは本当に大きな社会保障制度の問題としても今、語られているところでございますが、本当に今、国を挙げてそこのところをどのようにしたら、きちんと皆さんが生活の目処を付けれるかというところは、本当に議論のところかと思います。ちょっと一言でなかなか言えない部分もございます。

あと、費用の部分をおっしゃっていましたでしょうか。費用の部分なんですけれども、全体としましては約５０億円です。実はこのうちの半分は医療扶助と言われるものになります。生活費のほうはもっとその半分ぐらいになってしまうんです。ただ、先ほどの年金等を含めまして、社会保障費全体から言いますと、生活保護に掛かっている割合というのは国の社会保障給付費の１．５％程度です。年金が社会保険の半分位を占めますが、そんなように大きな、大きな、本当に社

会保障に関してはもっといろんな情報が皆さんに行き届くといいかと思っております。そういうような状況になります。

○辻会長　その他、いかがでしょうか。５０億円ですけれども、４分の３は国から出ますので、自治体負担は４分の１なんです。ただ、その４分の１でも、多くの大都市自治体は、今、最も支出項目として大きい単独の項目が生活保護になっているという、こういう状況で、ただ、中身は、今、説明ありましたが、医療費扶助というか、要するに、高齢に伴ってどうしても必要な部分が結構ありますので、どうしても高齢化とともに増える傾向になっているという状況ですね。

いかがでしょうか。どうぞ。

○牛嶋委員　牛嶋です。

障害者福祉に関してなんですけれども、ここで出てくる施策というのがどうしても障害者と言われる人たちを支援するという格好になっていると思うんですが、基本的にはやっぱりそれと同時にそうでない人たち、いわゆる健常と呼ばれる人たちのほうの理解ですよね。特に、障害者差別解消法なんかは、私は小学校のほうで結構詳しく話を聞いたんですけれども、多分、名前は聞いたことはあっても、結局、中身を知らない人が多いんじゃないかという気がしたりしますので、そこら辺の健常者向けの障害者差別解消法であるとかそういったものを理解してもらうための施策みたいなというのは、どれぐらい行われているのかというのをちょっと教えていただけますでしょうか。

○辻会長　事務局。

○須藤福祉部長　本当にそのとおりでして、これはいかに地域の中で普通にご理解いただけるかというところが大きいかと思います。一つは、区内のお店ですとか企業に関しては、経済課等を通じての周知とかを行ったところですけれども、あとは区報やＣＡＴＶで連続して放送はしたりしているんですが、本当に繰り返し、繰り返しやっていくことが必要かと思っております。

また、障害のある方と普通な場所で普通に接するような機会をなるべく増やしていこうということで、品物を作っている事業所なんかはいろんな場所で、お祭りであったりとかにお店を開いて物を売るだとか、楽しい場所に一緒にいられるようにする取組だとかがあります。あと、今度は真っ暗なところで視覚障害の方にリードしていただいて、そこで歩いてみるという経験の催しをこれからやるんですけれども、ここにも１５０人程度と思っていましたら、２倍を超えるような応募がありましたりとか、スポーツもちょうどオリンピック・パラリンピックもありますので、障害者スポーツのほうと一緒にやるような形があったり、いろんな面からのいろんな取組で、その中でお伝えしていければと思っています。

これも本当に、１年、２年というよりも、１０年スパンでしっかり、しっかりやっていかなければきっと根付かないんだろうなと思っています。あとは啓発グッズということで、お子さんには、かるたをお届けしたりとか、あと子どもたちにクリアファイルといいますか、点字ファイルを送ったりとか、そういった形で今、進めているところでございます。

また本当にいいアイデアとかがあれば、是非形にしたいと思います。

○辻会長　その他、いかがでしょうか。それでは。

○青木委員　公募委員の青木です。

精神障害者の地域生活の継続という項目で、率が毎年下がっているんですね。これはちょっと私の友人でもそういうので困っている子がいたので、ちょっとお聞きしたいんですけれど、精神障害者の方が増えていて率が下がっているのか、２６年度は９３％ぐらいに定着していたのが、今、７０％台ですよね。目標は今、８０％で非常に難しい問題だってよく分かるんですが、その辺の事情とかできたら教えていただきたいと思っています。

○辻会長　事務局、お願いします。

○石原保健衛生部長　保健衛生部長の石原でございます。

ただいまの精神障害者の地域定着率に関するご質問なんですが、ご指摘のとおり、率からいきますと下がっているというふうに、私どもも認識をしております。精神障害者の方というのは、人数のカウントの仕方というのが非常に難しいんですけれども、一般的には手帳の所持者数、そういったことで把握をしている状況です。今回、指標といたしました地域定着率につきましては、こちらの基本構想実施計画の中の１１２ページにもございますように、医療機関を退院された方の中で、支援の継続できる人を分母にとっておりますので、要は、手帳を持っていらっしゃる方全員を分母にとっているわけではございません。

文京区におきましては、対象者が年によって若干、ばらつきはあるんですけれども、２８年度、につきましては分母が２７人ございまして、そのうち１９人の方は定着できたということで７０．４％ということになっております。なるべく定着できるようにということで、支援をさせていただいているところではございますが、年によってやはり対応するケースのばらつきですとか、同じように支援をしても、効果の有無に差が出るところもございまして、結果的には若干、この率としては下がっているというところでございます。

なかなか難しいところではございますけれども、国が再入院される割合を約２割というふうに推定されたということですので、８０％以上の地域定着率を目指して、今年度も、あるいは来年度以降も努力をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○辻会長　はい、お願いします。

○山口委員　いろいろな相談者数とか、様々なサービスの利用者を増やすためには、困ったときには、こういうところがあるんだよということを、本当に周知徹底させていかなくちゃいけないと思うんですよね。これについて、広報活動というのは今まで十分、区のほうでやられていると思うんですけれども、更にもっと充実させていただきたいなと思っています。

それから、地域で支え合う仕組みというと、おせっかいかもしれないですが、周りで見ていくしかないんですよね。そうすると、やっぱり身近な町会とかそういうところが中心になっていかなくてはいけないのかなというふうに感じています。

防災訓練とかそういうものについては、すごくこの頃充実して町会なんかは取り組んでいますけれども、こういう高齢者の関係、あるいは障害者の関係、こういうところについても、やっぱり町会との連携を十分に考えていただきたいなと思っています。

以上です。

○辻会長　はい。

○須藤福祉部長　本当にそのとおりだと思います。今、しっかり地域の中で活動していらっしゃる町会の方々、そして民生・児童委員の方々ですとか、あと地域団体、いろんな方々がいらっしゃいますので、そこの方々に是非、特に民生委員の方々には、本当に情報提供を密にしているところですけれども、町会の方々にはもっとそういう意味で、情報提供もしていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○辻会長　島川委員、何かご発言がありましたらよろしくお願いします。

○島川委員　前回欠席をしていまして、今、お話をいろいろ伺っているところなんですけれども、もう少し皆さんのご意見を聞きながら最後に。

町会のほうは、文町連（「文京区町会連合会をいう。以下同じ。」としては、それはまだ全然取り扱っていないんですが、区のほうからもう少しプッシュがあれば、文町連としてもいろいろ行おうと思ってはおります。意見を述べたいと思っています。

○辻会長　ありがとうございました。その他、いかがでしょうか。どうぞ。

○牛嶋委員　すみません、また失礼します。牛嶋ですけれども。

障害者に関しては、ちょっと知らないんですが、文京区のほうで、第三セクターとかの障害者を雇用して会社みたいな、そういったものはやっておられるんでしょうか。

○須藤福祉部長　いわゆる子会社化した形のですよね。最新情報は把握してないんですが、ここ２年ほど前には１社あったんですが、転出したりとか新しく来たりとかで、多分、まだ一桁の前半だと思います。

ただその中で、幾つかのところでは、積極的に子会社化ではないけれども、雇用したいというところもまたあります。専門の課長とかを設置して、積極的な雇用をしているところも幾つかございます。

○牛嶋委員　第三セクターとかそういったものは。

○須藤福祉部長　第三セクターは、特にはございません。

○辻会長　はい。よろしいでしょうか。それでは、お願いします。

○岩永委員　岩永です。前回は欠席をしまして、よく調べてはいないんですが、介護保険事業計画の中で、一番住民にとって負担になっているのは保険料の問題で、これが上げられるというような話と、なかなか介護を受けたくても受けられない、あるいは自助努力がここを見ても強調されているような気がするんです。様々な努力が進んでいるんですけれども、実際、財政面といいますか、これは国が決めるので、保険料を区でどうするのか。収入の少ない人に対して、今、生

活保護の問題も取組としては進んでいますが、これから高齢者の社会になっていくに当たって、予算的なものの関係はどうなっているのかなという感じを持っています。

ただ、介護保険料をどんどん上げていって、高齢者も年金から引かれていく。それで、行き届いた様々な努力が進んでいくのかなというのを、今、皆さんの話を聞いていて思ったんですけれども、いかがでしょうか。

○辻会長　事務局、お願いします。

○須藤福祉部長　正に今、３年ごとに保険料を決めるんですが、来年から３年間の保険料の計算をしているところです。本当におっしゃるとおりで、これまでひたすら上がってきているところですし、実は施設整備をすればするほど、また安心とともにお金も掛かるというところです。

ですので、できれば本当に健康でいて、そういったものを使う期間が短目になって、皆で支えても妥当な金額だねというところに落ち付けばいいなと思うところなんですけれども、今、そこがまだうまく機能しない中で、少しずつ上がってきているところがあります。

ですので、私たちがすべきところは、健康寿命をいかに伸ばすかというところと、でも、そうは言ってもというところは、是非安心できるようにというところで、本当に費用対効果の高い地域をつくる。そこが一番の課題だと思っております。

○辻会長　ありがとうございました。ここの分野は、初日に扱った子育て・教育のところもお金を使っていますけれども、今日のここのところがやっぱりボリュームとしては一番多くなっています。

保険料は安ければ安いほどいいんですが、ここのところ、そんなに上げないでいきましたので、今度は介護報酬のほうが低くなってしまうという。そこの関係もあって、本当にどのぐらいの水準にすればいいかというのは、国としても難しい状況になっています。

今、事務局から説明があったとおり、無理せず健康なのが一番なんですよね。無理して健康というのも困るんですけれども。だから、少しでも皆さんが健康になるように、次のテーマでもありますが、そこの面では成果が出るように、是非、頑張ってほしいなと思います。

それでは、今、ちょっと話題に出ましたけれども、次の健康づくりと生活環境の検討に入りたいと思います。

大体、２５分間、１９時３５分ぐらいまでを、一つの目安に議論を進めたいと思います。

それでは、保健衛生部長から説明をお願いします。

○石原保健衛生部長　それでは、中項目、健康づくりについてご説明をさせていただきます。

健康づくりにつきましては、主に食事、運動、休養、こういった生活習慣というのが非常に重要であるということで、病気を予防するための生活習慣を区民の皆様にも身に付けていただく。あるいは、病気の早期発見、早期予防ということで、様々な区が実施している健診を受けていただくというようなことで、ライフステージに合わせてそれぞれ生活習慣の改善あるいは健診への受診を積極的に勧奨していくということで進めております。

指標につきましては、四つ設けさせていただいております。生活習慣予防につきましては、特定保健指導対象者の割合を挙げております。これにつきましては、評価対象者数１万１，９７２人に対しまして、特定保健指導の対象者が１，２１４人ということでございまして、対象者の割合が１０．１％という実績値でございました。

目標値が１０．０％ということでございましたので、低い方がよい指標ということでありますので、達成率が９９％ということでございます。

この数値はあくまでも速報値でございまして、確定値は今年の１１月に出る予定でございます。なるべく指導対象者を少なくしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、②生活習慣の改善に向けた支援でございます。指標といたしまして、意識向上度、生活習慣予防事業参加者の意識向上度というのを挙げておりまして、これは実績値が８５．９％、目標値が８４．５％で達成率が１０１．７％でございました。

これにつきましては、運動、栄養、休息に関する様々な事業、教室等を行っておりまして、その教室を行うに当たって参加者のアンケートをとらせていただきまして、参加する前と後に意識の向上度がどう変わったかということを評価させていただいております。

その結果、目標値に達しておりますので、今後とも、８５％を上回るように努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、③がんの早期発見、早期治療でございます。がん検診につきましては、乳がん、子宮がん、胃がん、大腸がんと４種類のがんを挙げておりますが、２８年度の実績値につきましてはそれぞれ２４．５％、２７．４％、１０％、２９．４％というふうになっております。

乳がんと大腸がんにつきましては、目標値を達成しておりますけれども、子宮がんと胃がんについては、目標値に残念ながら到達できなかったということでございます。

乳がん検診については、ピンクリボンキャンペーンですとか講演会あるいは、はがき等の受診勧奨を行いまして、かなり受診率が向上しているというところでございます。

国の算定方法につきましては、昨年の区民協議会で話題に出たんですが、がん検診については職域のがん検診を受けている方もたくさんいらっしゃるということもありまして、対象人口に職域健診の実績を加味した形で文京区あるいは東京都では数値を算出しているという状況がございます。

乳がん、大腸がんについては、とりあえず目標達成なんですが、子宮がん、胃がんについては、今後も受診率向上のために啓発に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから４番目、予防接種の勧奨でございます。これにつきましては、麻しん・風しんワクチンの接種率、％を指標としております。麻しん・風しんワクチンにつきましては、第１期、これは基本的に１歳を対象にするワクチン接種でございまして、さらに２期ということで、就学前の１年間を対象に接種する時期がございます。

第１期につきましては、実績値９７．２％ということで目標を達成しておりますが、第２期に

つきましては８９．１％ということで、目標に到達できなかったということでございます。元々目標値につきましては、国が目標として示しております９５％を目指しておりますので、第２期につきましても一層の周知を図ってまいりたいというふうに思っております。

健康づくりについての説明は、以上でございます。

１枚めくっていただきまして、次は生活衛生環境でございます。生活衛生環境につきましては、指標三つを挙げております。

一つ目が食品衛生に関する安全・安心の確保ということでございますが、子ども並びに高齢者等の社会福祉給食施設における自主管理実施率というのを指標としております。子どもあるいは高齢者の社会福祉施設の給食施設につきましては、一旦、問題が起きますと多くの方が食中毒等の影響を受けるということもございますので、普段から自主管理の徹底をお願いしているところでございます。

これにつきましては、ポイント数で言いますと、実績値８．５ということでございまして、目標値が８．０で１０６．３％ということで達成しております。

それから、その次の２番目、環境衛生に関する安全・安心の確保でございますけれども、指標といたしましては環境衛生関連施設の水質検査適合率を挙げております。

こちらにつきましては、公衆浴場あるいはプール、それから介護施設の入浴施設等の管理につきまして、監視指導と水質検査、具体的には残留塩素濃度ですとかレジオネラ菌、こういったようなものを検査しておりまして、その検査の結果、特に問題がないと、水質検査に適合しているというものの割合を見ているものでございます。

実績値といたしましては８１．４％ということで、目標を達成しているところでございます。感染症の予防等にも非常に関連する水質検査でございますので、こちらのほうにつきましても、しっかりと対応していきたいというふうに思っております。

それから、三つ目でございます。人と動物の共生のための適正な飼育の普及・啓発ということで、犬に関する苦情件数の割合を指標としております。

飼い犬、ペット等の数が非常に増えておりまして、飼い主の方のマナーが非常に重要になってきているということでございます。あわせて、飼い犬等についての苦情等の件数もかなり増えているというところがありますので、苦情を減らすということを目標にしているものでございます。

実績値といたしましては１．８％ということで、目標値１．８％と同一の数値でございましたので、達成率としては１００％でございます。今後とも、０．１ポイントずつ、２９年度は０．１ポイント、それ以降は０．２ポイントということで、苦情件数を減らしていきたいというふうに考えているところでございます。

私のほうからの説明は、以上でございます。

○辻会長　それでは、委員の皆様からのご意見、ご質問をお願いします。いかがでしょうか。島川委員、お願いします。

○島川委員　犬の苦情に関してなんですけれども、割合で見ると随分少ないんですが、実際にはもっと多いんじゃないでしょうか。うちのほうも、今、犬の散歩のときに、いろんなチラシとか保健所のほうからもらってきまして、ふん尿を平気でやっている人がいるので、うちの町会は全部、まちを挙げてそういうことを無くそうということで、区役所のほうから貼るものを皆もらってきてやっているんですけれども、苦情で見ると１．８％よりもっと多いような気がするんですけれども、現状はこんなものなんでしょうか。

○石原保健衛生部長　犬の苦情件数に関する算出方法でございますけれども、こちらにつきましては、苦情件数を犬の登録数で割って１．８という数値を出しております。したがいまして、苦情件数そのものにつきましては、平成２８年度は１１２件ございました。犬の登録件数が６，０８４件でございましたので、１１２で割って１.８という数値を出したというものでございます。

平成２５年度以降のデータを今、手持ちでございますが、文京区の場合には、苦情件数というのが１００件強ということで、一番多い平成２５年度は１２３件あったというようなところでございます。

○辻会長　はい。よろしいでしょうね。犬の登録件数は増えているんですか。

○石原保健衛生部長　犬の登録件数は、若干、減っているというところでございます。ちなみに、平成２７年度が６，１３４件、２８年度は先ほど申し上げましたように６，０８４件でございますので、５０件程度、前年度より減っているということではありますけども、大幅に減っているということはございません。

○辻会長　というとこですね。だから、数字上は増えてはいないんだけれども減ってもいないんで、実感としてはいろいろあって、我慢をみんなしているのが増えているかもしれないんで、難しいところかもしれませんね。

いかがでしょうか。お願いします。

○枇杷阪委員　枇杷阪でございます。

１枚目の生活習慣病予防対策の課題について、４０代、５０代の特定健康診断の受診率が低くなっているというところと、②番の生活習慣の改善に向けた支援についての教室の開催、それから③番の胃がんの達成率が少し低いというところを感じました。例えば、お勤めの方というのは、会社のほうで年に１回、もしくは２回の健康診断等をされていると思いますが、商店街ですとかいわゆる一般の個人事業の方というのは自分から動いていかないとなかなかそういった機会に、きちんと健康診断等に行かないのかなと思っております。

私も消防団に属しておりまして、個人事業の方はなかなか健康診断等に出られないという方が多いと聞いております。それで、一番、やはり働き盛りと言われます３０代から５０代の方々の健康診断等の受診率が低くなっている。

それから、教室等を開催しているということですけれども、例えば、土曜日、日曜日等にこういった方が出られるような日に開催したりですとか、受けやすい日にやってみたりしているとい

うような実情はあるのかどうかということをちょっと教えていただきたいと思っております。

○辻会長　事務局、お願いします。

○石原保健衛生部長　まず、健診等につきまして、４０代、５０代、より若年の方の受診率が低いということでございますが、これにつきましては、委員がおっしゃるとおり、当然、若い人ほどお元気だということもあるかとは思いますけれども、なるべく受診率を上げていかないといけないというふうに私どもも認識しておりまして、より健診等につきまして普及・啓発をしっかりとやっていかなければいけないというふうに思っております。

あわせて、特に４０代前半の方の受診率が低いということもございまして、今、４０歳未満の方へ健診があることを早目に周知しまして、４０歳からの健診につなげていこうということを考えております。啓発冊子等を作成いたしまして、周知に活用していきたいというふうに考えているところでございます。

また、健診を受ける環境整備、健診を受けやすい環境整備というご指摘もございました。これにつきましても、委員がおっしゃるとおりというふうに考えております。一部の健診につきましては、これは医療機関の協力を得て、健診の時間を少し工夫したりということを行っておりますけれども、なかなか全ての健診あるいはがん検診等でそういった環境をつくるというのは、難しいところがございまして、これにつきましては今後の課題というふうに考えているところでございます。

○辻会長　よろしいでしょうか。

○枇杷阪委員　ありがとうございます。

例えば、商店街単位ですとか、そういった形で年に一度、この日にやろうというような日を決めたりですとか、やはりこれからの高齢者時代で、医療費が上がるのは、予防をすると医療費は下がるというような話も聞いておりますので、是非、今後の周知徹底をよろしくお願いしたいと思っております。以上です。

○石原保健衛生部長　委員ご指摘のとおり、健診の方法ですとか周知の方法等については、区のほうもしっかりと工夫をしていきたいというふうに考えております。

○辻会長　どうぞ。

○出井委員　今のがんのことなんですけれども、計算方法というのはどういうことなんでしょうか。例えば、胃であればバリウム検査とかファイバースコープとかというのがあるわけですが、それとほかに、自分はもうちょっと生活習慣病ということもあるので、あと、血液検査とかそういうのは実施されているのでしょうか。

○辻会長　事務局、説明をお願いします。

○石原保健衛生部長　まず、がん検診でございますけれども、がん検診につきましては、国のほうが健診を行う指針というものを出しておりまして、科学的根拠のある実施の時期ですとか実施方法、対象者、そういったようなものを定めておりますので、文京区の場合にはそれに従った形

で実施しているところでございます。

今、ご指摘のありました胃がん健診につきましては、一昨年に指針が改定されまして、それまでは、いわゆるレントゲンで胃透視という形で検診を行っていたわけでございますけども、内視鏡検査でも構わないというふうに変わりましたので、文京区では今年度から内視鏡検査を導入しているというところでございます。

○辻会長　はい。

○出井委員　ありがとうございました。ただ、いわゆる一般的に検査数値というのは知らないということがあるので、そういうのを教えるためにもある程度、血液検査というのが重要じゃないかなというような気もするんですけど、その辺はどうなのでしょうか。

○石原保健衛生部長　今、委員のおっしゃった血液検査というのは、恐らくがん発見を目的とした血液検査マーカーのことをおっしゃっているのかなというふうに思うんですが、がん検診の実施方法としては、指針で定めているものは一定の死亡率の低下が必要というふうに定められております。血液の検査につきましては、いわゆる診療レベルで行う場合には、有効な方法でございますけども、検診のレベルで行うことはまだ指針に示されておりませんので文京区等では実施をしていないというところでございます。

○辻会長　はい。その他、いかがでしょうか。どうぞ。

○岡田委員　①の食品衛生に関する安全・安心の確保というところで、これから施設のところの特徴が出ていて、本当にこういうのを見ると安心して暮らせるなと思うんですけれども、ちょっとお聞きしたいのは、一般の普通の小売店でいろいろお総菜や何かを売っている、そういうところには、文京区の検査というのは立入りをするということはあるんでしょうか。例えば、群馬でＯ１５７のああいう大きな事故が起きましたが、文京区の場合もそういう小売店なんかを検査するということはやっているんでしょうか。そういうことを、ちょっと聞きたいなと思います。

○辻会長　それでは事務局、お願いします。

○石原保健衛生部長　文京区では保健所のほうで、飲食店ですとか様々な食品製造業に対して、許認可を行い、年間一定の割合で立入検査をさせていただいているところですけれども、文京区内の飲食店や事業者の数も多くございますので、何年かに一遍というような形で入らせていただくということであります。

もし、何か食品に対する苦情ですとかご相談が入った場合には、その都度、調査をさせていただいているというところでございます。

○辻会長　以上です。ちなみに、この生活衛生環境のところが今回のシートの中では初めて全体評価がＡになっています。これがなんでＡなのかというのを考えると、確かにこの５０年、７０年を考えると、生活衛生環境はやっぱり著しく全般的には良くなって、ハエも珍しくなるくらいですから、全般的な評価もここに表れているかもしれませんし、指標が繰り出しやすかったのかもしれません。はい。

○岩永委員　今、会長さんが言われたとおりだと思いますけれども、食品にしても、環境にしても、動物にしても、一つ間違うと大変なことになりますよね。そうすると、この目標値は妥当なのかどうなのか、私は気になるので、それをちょっとお聞きしたいと思います。

○辻会長　ええ。それで今、そこのコメントなんですが、そこのところは計画を作るときにいろいろ決めましたので、ここでまた再びやりませんが、最終的にこの計画に帰ってくるときに、Ａということは逆に言うと、その指標としてはそろそろいい水準に達成しているということでもあります。次期の指標の見直しになるのか、今、正に重要性は新しい視点で出てきていますので、そのことも考えながら、是非取り組んでいただきたい。ただ、Ａ自体は批判されるべきことではないので、是非頑張ってほしいなというふうに思います。

それでは、次のまちづくり環境の分野に入りたいと思います。

ここのところは全部で４項目なんですが、結構それぞれものが違いますので、ちょっと細かくなりますけれども、三つに分けて進めたいと思います。まず最初に住環境、次が環境保護、そして最後に災害対策と防犯・安全対策をまとめて、これで三つになります。

まず、最初の住環境の分野ですが、割り返すと大体１３分間程度、１９時５０分ぐらいまでお願いしたいと思います。それでは、都市計画部長、よろしくお願いします。

○中島都市計画部長　１６ページ、住環境のご説明でございます。

本区の人口は１０年前と比較いたしまして、約３万人の増加となってございます。この傾向は今後しばらく続くものと推計されております。このような中で、住環境分野では、地域の魅力を活かした良好な景観の形成と、生活関連経路のバリアフリー整備、また、だれもが気軽に移動できるコミュニティバスの安定的な運行の三つの視点を指標とし、だれもが住み続けたいと感じる快適な住環境の整備の実現に努めているところでございます。

次に、２の基本構想実施計画の指標、①地域の魅力を生かした良好な景観まちづくりでございます。

指標となってございます景観事前協議件数における良好な景観形成協議物件率でございますが、一定規模の建築物等の設置につきまして、景観事前協議により、文京区にふさわしい良好な景観となるよう審査を行っております。景観事前協議申請当初から、景観への配慮がなされた協議物件を増やすことが、意識向上のポイントとなることから、要請事項のない良好な景観協議件数の割合を上げることを指標として設定してございます。２８年度の実績等でございますけれども、目標値６２．０％、実績値６０．７％、達成率９７．９％でございます。

次に、②歩行空間の快適性の向上でございます。

道路は、高齢者や障害者等を含む全ての人々に対して、安全かつ快適に利用できるよう整備を行ってございます。平成２８年度は、水道二丁目付近ほか３路線の道路工事により、バリアフリー化を推進いたしました。２９年度からは文京区バリアフリー基本構想における生活関連経路に指定されている区道のうち、約１３．７キロメートルについて、年間３５０メートルのバリアフ

リー化を進めることで､整備率を２．５％ずつ上昇させることを目標とする新たな指標に基づき、進行管理を行ってまいります。

次に、③だれもが気軽に移動しやすいまちづくり【千駄木・駒込ルート】、それと④【目白台・小日向ルート】を合わせてご説明させていただきます。

③の千駄木・駒込ルートの利用者数は、平成１９年４月の運行開始から５年目までは、前年度実績を上回りつつ推移してきましたが、６年目の２４年度に初めて前年度実績を下回りました。その後、利用者数は若干上向いたものの、車両の大きさによる輸送量の限界もあり、近年はおおむね横ばいで推移している状況です。また、④の目白台・小日向ルートにつきましては、２３年１２月の運行開始から５年目まで前年度実績を上回りつつ推移してきましたけれども、車両の大きさによる輸送量の限界などから、利用者数の大幅な増加が想定し難いところです。

こういった状況を踏まえ、コミュニティバスの運行収入を確保していくため、コミュニティバスの年間利用者数を指標としているものでございます。

２８年度の実績等でございますが､千駄木･駒込ルートは目標値５０万１，５００人のところ、実績値５０万５，２１１人、達成率１００．７％となってございます。また、目白台・小日向ルートは、目標値４４万４，５００人、実績値４４万３，７７９人、達成率は９９．８％となってございます。

両ルートの取組状況、効果でございます。全車両への無料Ｗｉ－Ｆｉ整備により利便性が向上したほか、各種イベントなどの実施により利用者数、運行収入を確保いたしました。このほか、課題整理調査を実施し、バス運行のあり方等に関する詳細な調査・分析の実施のための準備を行ったところでございます。

ご説明は以上でございます。

○辻会長　それでは、皆様からご意見、ご質問をお願いします。いかがでしょうか。どうぞ。

○島川委員　この前も、文町連でこのコミュニティバスに関しまして、今は一方通行なので、これを何とかしてほしいという案が出ていたんですけれども、その後、区のほうからまだ回答をもらっていないんです。よその区では、これは８型といって、１回またぐるっと回って同じところを回ると、そうしたら往復のバスの両方はなかなか４台は無理なのでということで言われているんですが、その辺はどういう形になっているんでしょうか。

○古矢区民課長　まず、コミュニティバスに関しましては、現在、確かに一方通行というような形でございます。今年度、今後のコミュニティバスのあり方を検討するための詳細な調査・分析を行っているところでございます。その結果を踏まえまして、今後の文京区内のコミュニティバスの交通体系のあり方につきましては、最終的に区のほうで改めて検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○辻会長　それでは、ほか、いかがでしょうか。

○出井委員　すみません。コミュニティバスなんですが、これは採算ベースになっているんでし

ょうか。今計算すると、１日１，３８４人と１，２１６人で、１３万８，０００円と１２万１，０００円とかということなので、どうなんですか。

○辻会長　事務局、いかがですか。

○古矢区民課長　まず、このコミュニティバスに関しましては、バス事業者が運行いたしておりまして、それに対しまして、区が赤字が生じた場合にはその補填するというふうな形をとっております。２８年度の実績の助成金の額でございますが、第１路線、第２路線を合わせまして、約１，４００万円、助成金を区から拠出しているというところでございます。したがいまして、運行収入に対しての支出ということですと、基本的にはやはり赤字というふうな形でございます。

○辻会長　その他、いかがでしょうか。

○出井委員　もう一ついいでしょうか。区道のバリアフリー整備というのがあるんですけれども、さっき１３．７キロメートル、年間３５０メートルという話だったんですが、その辺がどう、とてつもない時間が掛かるんじゃないかという気がするんです。

○辻会長　事務局、お願いします。

○佐久間道路課長　バリアフリー整備率につきましては、指標で上げさせていただいております３５０メートルは、全面的に、道路全体として改修する延長ということで記載をさせていただいております。そのほかにも、バリアフリー基本構想に基づいて、歩行者の視覚障害者用の誘導ブロックの設置ですとか、また、自転車のナビマークの設置なども警察のほうで行っておりますし、個別のそういったものは別途行っていくというものでございます。

○辻会長　よろしいですか。その個別のところがどうなっているかという指標がここにはないので、うんともすんとも言いづらいところかもしれませんけれども。はい、どうぞ。

○加藤委員　加藤です。バリアフリー整備率に関してちょっとお伺いしたいんですけれども、こちらの採算性というんですか、毎年目標なので、何メートルずつ増やして目標達成というやり方をされているのか、例えば、工事する費用が上がっているので、今年抑えて来年にメートル数を延ばすみたいな調整をされているのかというところをちょっと伺いたいです。

○佐久間道路課長　道路課長、佐久間です。バリアフリーにつきましては、以前から整備のほうは進めてございまして、以前は文京区全体でバリアの箇所数を抽出して、その箇所数をクリアしていくというやり方をしてございました。２８年度の３月にバリアフリー基本構想ができて、生活関連経路、バリアフリー上の重要な路線というものが指定されましたので、その路線についての整備率ということで指標を変えておりますが、そのバリアフリーに係る費用については、従前のものを下回らない程度でやってございます。近年、おっしゃるとおり、オリンピック等もございまして、工事費等は若干高くなっていくような傾向にはございますけれども、整備の率としては確保した上でやっていきたいというふうに考えてございます。

○辻会長　その他、いかがでしょうか。どうぞ。

○弘世委員　弘世でございます。ここの指標には触れられていない内容にはなるんですけれども、

道路環境ということでお尋ね申し上げます。

自転車シェアリングが急速に広まって、私も大変快適に重宝させていただいているんですが、それに合わせて、自転車走行レーンみたいなものが車道に次々増えているようにも思っておりまして、そこを指定どおりに走ってみますと、案外、枝が道路側に飛び出ていて、車の走行には影響がないんでしょうけれども、自転車がそこを走ろうとすると、案外妨げになったりとかということが体験としてあるんです。自転車走行の矢印ですか、あれはどういう順番で、どういう、そこが適していると見なされたところについていっているのか、どういう具合で進められているのかをちょっと知りたいなと思います。道路環境ということで、お願いします。

○辻会長　事務局、お願いします。

○佐久間道路課長　自転車走行空間につきましては、車道に車と混在する形で、矢羽と言いますか、矢印のようなものと自転車のマークがついているようなもの、それから、水色の着色がなされて線で区切られているものとがございます。こういうものについては、車の交通量ですとか走行速度、そういったものから、どういったものにするかというのが決められておりまして、道路管理者だけではなくて、警察のほうでもそういったものは積極的に設置をしていって、自転車の走行する位置というものを明示しているという状況でございます。

自転車が走る際に植樹帯が邪魔になるということにつきましては、維持管理上の問題になってくるかと思いますので、自転車が走るということを踏まえて、そういったところについても、今後、委員のおっしゃるとおり、注意していきたいというふうに考えてございます。

○辻会長　よろしいでしょうか。この住環境の部分は、特に区の事業を評価する指標が重くなっています。道路は、区内でいったらもちろん区道もありますけれども、国道も都道もあって、そっちのほうが交通量が多いので、区道はその中の一部になります。それから、いろんな移動に関しても、区としてはこのコミュニティバスを運行しているわけですが、ほかの公共交通機関もあって、その中の一利用機関になりますので、その中でどう評価するかというところをどう位置付けるかというのが元々あると思います。そうした中で、むしろ指標の①ですね、景観まちづくり、これは区で計画を作ると、その部分については割とストレートに区民の視覚にも訴えるところになりますので、あまり質問は出ませんでしたけれども、①のところも引き続き頑張って是非やっていただきたいというふうに思います。

それでは、続きまして環境保護ですね。十二、三分間程度ということで、２０時過ぎまでお願いできればというふうに思います。

それでは、資源環境部長から説明をお願いします。

○松井資源環境部長　資源環境部長の松井です。１７ページをご覧ください。環境保護についてご説明をいたします。

環境保護のポイントですが、評価表の１にございますとおり、区では、文京区環境基本計画に基づきまして、地球温暖化防止対策や、ごみの減量など、低炭素・循環型社会の形成に向けた取

組を進めるというものでございます。

具体的には、一つ目として、第２次文京区役所地球温暖化対策実行計画に基づいて、区役所が率先して二酸化炭素排出量の削減に努めること、また、新エネルギー・省エネルギー機器の導入について、区内の一般家庭や事務所等に対して積極的に働き掛け、地球温暖化対策についての意識啓発に努めること。

二つ目として、区民との協働により、リデュースとリユースの２Ｒをリサイクルに先立って推進し、区民一人当たりのごみ排出量の抑制に努めることという内容でございます。

そこで、評価するに当たりまして、二酸化炭素排出量の削減、省エネルギーの推進、循環型社会の形成の推進による評価を行うことと、それぞれの指標について、この区民協議会で決定をいただいたものでございます。

まず一つ目に、二酸化炭素排出量の削減ですけれども、この指標は平成１７年度を１００とした場合の区の事務事業における二酸化炭素排出の指数を指標としております。２８年度の目標８６．３に対しまして、実績値は９６．６で、達成率は８９．３％となりました。これは、区役所の地球温暖化対策実行計画に基づいて、省エネに努めているんですが、シビックセンターと区長部局の各施設では成果が上がったんですけれども、区全体としては増加傾向になってしまったものでございます。現在、複数の施設で省エネの診断を行っておりまして、その診断で得た効果的な改善策について、各施設について周知し、二酸化炭素排出量の削減を引き続き取り組んでいきたいと考えております。

次に、省エネルギーの推進です。これは街路灯のＬＥＤ化率を指標としております。２８年度は、目標値３５．２％に対し、実績値３６．０％で、達成率は１０２．３％となりました。２７年度に比べて、年間で約３２万キロワットアワー相当の電力を削減することができました。初期投資には高い費用を要するという課題がありますが、引き続きＬＥＤ化に努めてまいります。

次に、循環型社会の形成の推進ですけれども、区民一人当たりの家庭ごみに排出量を指標としております。２８年度目標値３６７グラム、一人１日ですけれども、実績値は３６８．６グラム、達成率は９９．６％でした。発生抑制につながる食品ロスの削減に向けたフードドライブ事業は、順調に区民に浸透し始めて、着実に効果が出始めています。また、再使用につながる取組では、対象者を親子とする子ども用品の交換会など、各事業の関係課との連携を図りながら実施することで、２ＲのＰＲ啓発に高い効果が出ていると考えております。

以上の結果、評価はＢ評価でございます。今後、引き続き環境保護に取り組んでいくための課題としましては、区が実践可能なものは率先して行うこと、また、環境保護に対する区民や事業者の意識啓発を継続的に取り組むことが大事だということを考えております。

そこで、６番目の今後の方向性に書いてあるとおり、例えばですが、庁有車の電気自動車、ハイブリッド自動車への方針を検討するですとか、区において率先的にできるものは更に強化すること、また、各講座の開催だけではなく、区内大学や事業者との連携を図った啓発事業を検討す

るなど、様々な角度から啓発事業に取り組むことによって、将来世代に良好な環境を引き継いでいきたいと考えております。

説明は以上です。

○辻会長　それでは皆さんのほうからご意見、ご質問をお願いします。いかがでしょうか。

○島川委員　ＬＥＤの件なんですけれども、今、東京都でも、電球を二つ持っていけば一つと換えるとありますね。でも実際には、その電気屋さんがどこにあるかも、もっと詳しく広報なりで知らせてもらいたいのと、あと、二つ外して一つしかもらえないということは、もう一個は自分で買うということなので、その点も何となくごまかしがあるような気がしているんです。それとあと、会社に関係しまして、全部蛍光灯をＬＥＤに換えるということは、球だけ換えるんじゃなくて、器具を全部換えなきゃならないので、その意味で補助金を文京区のほうで多少なりともアップしてくれないと、なかなか普通の町工場では換えないと思いますけれども。以上です。

○辻会長　事務局、お願いします。

○髙橋環境政策課長　環境政策課長の髙橋です。まず、ＬＥＤの件ですけれども、東京都の事業ではあるんですが､文京区のほうの区報でも周知してほしいということで依頼がありましたので、区としても周知をしていきたいと考えております。

また、企業向け、事業所向けへのＬＥＤの導入ですけれども、そういった形での一応補助事業は、区のほうの経済課でもやっておりますし、また、都のほうでもいろいろな制度がありますので、環境政策課のほうに相談をいただければいろいろ相談できると考えております。

○辻会長　その他、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○加藤委員　加藤です。コメントなんですけれども、区役所で率先して二酸化炭素排出量だったり、エコだったりを進めているというお話だったんですが、職員の方のデスクにすごい山積みの書類があるのがすごい見渡せます。企業でもう紙を使わない、全部パソコンの中でデータを収めるみたいな話があって、もちろん行政文書として残さなきゃいけないものはあるけれども、そんなに山積みになるほど紙を使わなくてもいいのになと思ったので、そういったところも含めて進めていただきたいと思います。以上です。

○辻会長　事務局、お願いします。

○髙橋環境政策課長　紙の使用量につきましては、指標の①のところで、この目標については、文京区役所地球温暖化対策実行計画の目標になるんですが、その中には紙の削減の目標も掲げておりまして、毎年度確認しております。今年度、２８年度につきましては前年度から３％強、ちょっと減少しているということですので、しっかりとその紙の削減については取り組んでいきたいと考えております。

○辻会長　その他、いかがでしょうか。どうぞ。

○牛嶋委員　今のに関連してなんですけれども、紙に関しては、結構学校とか、幼稚園、保育園とかも紙資料がすごい多くて、その報告関係とかそういったもののＩＣＴ化といいますか、そう

いったものとセットでやらないといけないのかなと思うんですが、学校とかそちら関係のＩＣＴ化も含めて、その取組に関して、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○辻会長　事務局、いかがですか。

○松井資源環境部長　区でもＩＣＴ化は取り組んでいて、タブレットを入れたりいろいろやっております。ただ、慣れるまで、人間は結構紙で見たいというところがありまして、データに取り入れても１回打ち出してみて紙で見て確認するとか、導入当初はそういうこともあるんですね。ですから、慣れていく中でそういうものも少なくなるというところもあると思うんですが、そういう意味で、すみません、ちょっと私は教育委員会所管ではないんですけれども、学校でも子どもも早くからＩＣＴ、タブレットを入れるというような流れもある中で、ＩＣＴに接することでそういうものには慣れていく。それも教育というか、そういう中で身に付けていくのかなというふうには個人的にはちょっと感じておりますが、いずれにしても、そもそもペーパーレスを目標とするというのがＩＣＴの目的の一つですので、そういう意味では、そういうところは意識していく。先ほど、加藤委員の方からも、区役所内の机の上の文書について、非常に耳の痛いところでございますけれども、そういうところも気を付けていきたいというふうには思って、そういう意見があったことも参考にさせていただいて、今後、紙の減量化に取り組んでいきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○加藤企画課長　本日、幹事で教育委員会の者がいないので、学校のことでご質問があったので、私のほうからお答えしたいと思います。

学校では、子ども向けには、先ほどお話があったようなタブレットとか、あるいは電子黒板、そういったもので、紙もそうですけれども、子どもの理解力が上がるような仕組みでＩＣＴを活用しているというような状況があります。それと、学校の教員も紙をかなり扱っておりますので、この部分についても、公務支援ソフトというソフトを入れて、紙ではなくて、データでそういった成績処理あるいは様々な公務を扱えるようなことをしております。それによって、紙の部分もかなり削減できるような、そういったことになっております。

○辻会長　よろしいでしょうかね。ここは、皆さんの区民の方の関心も高い領域である環境保護、そうした中で、割と環境は１区だけではなかなか見づらいところを、割と指標を工夫して、区の努力が評価できるような指標をうまく設定してもらったものだと思っています。

今日の動向を見ていますと、やっぱりある程度今の動向を示していまして、うちの大学もそうなんですが、①の二酸化炭素排出量が、基本的に厳しいんですよね。これを無理やり減らすとなると、かなり不快な状況で仕事をしないといけなくなったりして、だから目標値をどうするかというのは、ちょっと難しいところかなと思いましたけれども、引き続きこれも一つのメルクマールにしながら努力してほしいと思います。

それでは、この分野の最後になります。災害対策と防犯・安全対策について、２５分間くらいですから、２０時２５分から３０分くらいまでの間で何とかお願いしたいと思います。

それでは、危機管理室長から、まとめて説明をお願いします。

○八木危機管理室長　危機管理室長の八木でございます。では、１８ページ、災害対策のご説明に移ります。

将来像は、備えと助け合いのある災害に強いまちとなっております。

まず１番、現状と今後３か年の方向性でございますけれども、東日本大震災を受けて、国でも様々な制度の改正があり、それらを受けて、２７年度には文京区の地域防災計画を修正しております。しかしその後、熊本地震が発生いたしまして、避難所生活の長期化など、多くの課題が浮き彫りとなっております。

区で大規模災害が発生した場合の被害を最小限に抑えるためにも、区民の皆様と区が、自助・共助・公助、それぞれの役割を果たして連携することで、地域の災害対応力の強化を図っていくというふうに考えてございます。

このようなことを背景に、三つの指標を定めております。２の指標からご説明いたします。

一つ目ですが、地域主導の防災対策の強化です。大災害発生後には、消防、警察を初め、区役所も人員体制が十分整うとは限りません。そのためにも、地域が連携して防災対策を強化することが必要となります。区では従来から地域に対して３種類の支援助成を用意しておりましたけれども、２８年度はそれに加えて、区民防災組織と地域のマンションが連携を進めることを目的として、両者が合同で訓練を行った場合には、双方に対して備蓄品購入費を助成すると、こういったような制度を導入しております。２８年度のこれら全体の助成事業の実績ですが、９６の団体を支援するという目標に対しまして８０団体という結果になり、目標を達成することはできておりません。そのため、今年度は訓練参加を促すチラシを作って、区内９地区の地区町会連合会の会合や、別にマンションの管理組合向けのセミナーにお邪魔するなどして説明をして、現在、その効果が主に現れているものというふうに考えてございます。今後とも目標達成に向けて様々な機会を捉えてＰＲをしていきたいと考えております。

二つ目ですけれども、地域防災を担う人材の確保という観点から、防災士という資格の取得を促していくというものでございます。防災士の方には、地元の避難所運営協議会で活動していただこうというものでありまして、この防災士という資格は、民間団体が創設した資格ですが、全国で約１３万人余りの方が取得しておられます。区ではこの取得費用を負担することで、計画的に毎年８人程度育成するということを目標に進めておりまして、２８年度は希望者７人全員が合格することができました。

なお、指標は１３６人に対して、実績が１５４人となっていて、達成はしているんですけれども、実は、防災士は個人でも資格の取得ができるという制度であるため、区の養成した人数を超えてご自身でも取っていらっしゃる方がいるために、このような数字になっているというものでございます。

三つ目ですが、災害に強い都市の整備ということで、細街路拡幅整備率を指標としています。

建築主に対して、建築確認の申請前に、後退、セットバックですけれども、少し下がってくださるということで用地の範囲及び管理、整理方法について協議をして、建築物の竣工に合わせて、道路の拡幅整備工事を行っています。分母は拡幅の必要な道路延長で、分子は拡幅整備済みの道路延長となっております。区では、広報等のＰＲのほか、窓口でセットバックの整備をお勧めした結果、おおむね目標値に到達しております。

３番の評価ですが、達成率１００％以上のものと、１００％未満のものが混在しているということで、Ｂということになっております。

中項目全体の成果と課題ですけれども、助け合いのある災害の強いまちとするために、区では災害時の高齢者、障害者などの要配慮者を対象とした避難行動要支援者名簿の作成、それから学校などでの避難訓練はもとより、福祉避難所での訓練も着実に進めていまして、一定の成果を上げております。

課題としましては、熊本地震の被災地の状況から、人的な援助を受けるための受援体制の構築や、ボランティアとの円滑な連携のあり方など、まだ多くの課題があるというふうに認識しております。

６番、今後の方向性です。現在、区では、熊本地震を踏まえた災害対策の充実強化として、今述べた点も含めて、幅広く検討を行っています。年度末までに取りまとめて、３０年度以降、文京区地域防災計画などに反映させることで、今後の災害対策に生かしていきたいと考えております。

続いて１９ページ、防犯・安全対策のご説明に移ります。

将来像は、みんなでつくる、犯罪や事故の一番少ないまちです。

まず１番、現状と今後３か年の方向性ですが、刑法犯認知件数というのは、平成１５年以降、都内においても減少を続けている中、本区の刑法犯認知件数は、毎年２３区で最も低い数値で推移をしておりまして、２８年度は１，５７３件というふうになっております。また、区内の交通事故死傷者数も減少傾向にありますけれども、自転車の関係した事故の割合が高くなっているほか、放置自転車による通行の問題なども発生しております。

このような中、区では、町会等の地域活動団体が自主的な活動が行えるよう、安全・安心まちづくり推進地区を指定しておりまして、地域活動団体が防犯カメラを設置した場合には補助金を交付するなどの取組を進めております。

また、振り込め詐欺が、件数、被害金額とも増加傾向にある中、区内４警察署と連携して、電話機に取り付けることで会話を録音して特殊詐欺の未然防止を図る自動通話録音機を、高齢者世帯の希望者に無償で貸与する事業も実施しています。

さらに、交通安全に関しては、交通安全意識の啓発、自転車駐車場の整備に加えて、２８年度から新たに自転車シェアリング事業を開始して、総合的な交通安全対策を実施しております。

２番、指標です。このようなことを背景に、四つの指標を定めております。

一つ目は刑法犯認知件数です。この数字は、２６年度一旦増加に転じておりますが、目標件数を下回ったということで、全体としても順調に推移していると思います。その要因は大きく三つあると考えておりまして、一つは区民・区・警察・防犯協会と様々な民間事業者等が連携を図りながら啓発活動や見守り活動を行っていること、二つ目は、防犯カメラの設置によりまして、犯罪の発生を抑える一定の効果があるというふうに考えていること、それから三つ目は、区民の皆さんが地域での様々な活動を通じて地域を見守ることが、犯罪を防止しているのではないかというふうに考えております。

二つ目の指標に移ります。安全・安心まちづくり推進地区を構成する町会の割合です。この推進地区というのは、条例の規定に基づきまして、地域で自主的かつ積極的に活動をしている団体からの申請に基づいて区が指定しているものです。この推進地区は、一つの町会で構成されている場合もあれば、数個の町会が共同して構成している場合もあります。指標として、推進地区の面的な広がりを示すために、団体を構成している町会・自治体の数の合計を分子として、町会総数を分母として、割合を示しております。５年前は９．７％だったものが、２８年度は過半数、５３．５％となっておりまして、目標値を達成しております。

次に、三つ目は区内交通事故死傷者数です。ご覧のとおり、交通事故死傷者数は毎年減少しておりますが、２８年度に区が策定いたしました、第１０次改訂版交通安全計画におきまして、平成３２年度までに死傷者を４００人以下とする目標を定めました。実績としては４８８人ですので、達成率は８２．０％となっております。交通事故死傷者数に占める高齢者の割合が増加傾向にある中、高齢者の安全教育の充実など、今後とも警察、交通安全協会等と連携を図りながら、様々な取組を進めてまいります。

四つ目は、放置自転車台数です。放置自転車数については、放置自転車の撤去回数を増やしたり、あるいは自転車駐車場を設置したりすることで、毎年度継続的に１００台減少させるよう指標に取り入れて、達成に努めておりますけれども、１，０５０台の目標に対しまして２５台オーバーしているために、達成率は９７．７％となっております。平日、夜間以外の曜日時間帯における対策が課題というふうに認識しております。

３の評価になりますが、これも１００％以上のものと１００％未満のものが混在しておりますのでＢとなります。

中項目全体の成果・課題でございますけれども、刑法犯の認知件数が目標値以下に減少していたり、あるいは交通事故死傷者数も減少を続けたりと、一定の成果が上がっているものと考えています。課題は特殊詐欺等の犯罪防止対策に効果のある自動通話録音機の無償貸与を進めていき、また、自転車走行マナーの向上や、放置自転車対策を促進することとともに、これらの対策を継続的にも進めていくことが必要だというふうに考えております。

６の今後の方向性です。４に記載してありますが、文京区内全域で客引きを禁止する条例を、今年の７月から施行しております。この条例も生かしながら、２０２０年のオリンピック・パラ

リンピック競技大会を控える中、区、警察署、防犯協会、交通安全協会などと連携を一層強化して、今後とも、誰もが安全で安心して暮らせるまちを目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○辻会長　それでは、皆さんからご意見、ご質問をお願いします。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

○村田委員　ちょっと教えていただきたいんですが、防災士ですね、認証登録によって、防災士という方が登録されているということなんですけれども、その内容というんですか、それをちょっと伺いたいんです。どういうことをなさるのか。

○辻会長　事務局、お願いします。

○橋本防災課長　防災課長の橋本でございます。防災士の資格取得のための講習でございますけれども、防災士機構という団体において行っておりまして、詳細まではまだちょっと把握はしておりませんが、防災に関する様々な講習、それから講習を踏まえた認定試験を受けて、所定の成績を修めた方に対して資格認定を行うというふうにしていると聞いております。

○平田副会長　ちょっと私から補足を、私、防災士なんです。各災害について、すごい講習を受けまして、地域のリーダーになれる方を育てるみたいな感じなんですね。ですから、住民の中からリーダーを育てましょうという目的がありますので、それはとても皆さんにも受けていただきたい感じがします。

○山口委員　今の防災士に関連してなんですけれども、そういう方がたくさん増えるということは、それはいいことなんですが、防災士という方は個人個人でばらばらにいてもしようがないわけで、区としてそういう人たちを活用できるというか、そういう仕組みというのはできているんでしょうか。そういうのがないと、幾ら増えても個人個人が資格を取っただけで終わってしまうような気がするんですけれども。

○辻会長　事務局、お願いします。

○橋本防災課長　現在の活用のやり方としましては、１年間に４か所の避難所総合訓練を行っているんですけれども、その訓練を行う避難所運営協議会の方の中から、あらかじめご推薦をいただいて、資格を取得していただき、実際の訓練に当たりましては、その方も中心になりながら訓練を行うということで、避難所総合訓練におけるリーダー的な役割を担っていただくということで、現在、資格の活用ということをしております。

また、町会地域によりましては、防災訓練におきまして、防災士の資格を取得している方が防災に関するレクチャーを行うですとか、そういったことも実践として取り組んでいるところはございます。

以上でございます。

○中村委員　障害者の立場から、災害時における救助について、ちょっとお尋ねいたします。よく地震や洪水などがあるときには、災害弱者という言葉をよく新聞などで見ますが、当然、視覚

障害があれば聴覚障害とかいろんな障害者がおられるわけですので、そういう方たちに対する配慮というか、どのように準備されているか、伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○辻会長　事務局、お願いします。

○橋本防災課長　障害者の方を含め、災害時の要配慮者ということで位置付けをさせていただいておりますけれども、一つには、避難行動要支援者名簿という制度を、災害対策基本法という国の法律に基づいて、区でも実施しております。その文言は、こちらの評価表の１番のところに、言葉としては入れておりますが、災害が起きて、自宅から避難が必要になった方の避難行動ですとか、避難所での生活を適切に支援できるように、あらかじめ名簿に登録しておいて、希望する方に対しましては、地域の町会の方ですとか、あとは民生委員の方に、その方の状況をあらかじめ知っておいていただくというような制度を実施しております。

それとは別に、避難所で考えますと、避難所の中で、障害者の方が適切に避難生活が送れるように一定の配慮を行うということは、日ごろの訓練においても行っていることでございます。あとは、障害者の方を受け入れるための避難所を福祉避難所といいますけれども、そういったものを災害発生後に一定の期間を置いて開設をするということも、区の体制としては行っているところでございます。

障害者に関する災害時の支援につきましては、以上となります。それ以外も様々やっておりますが、代表的なものとしてご説明させていただきました。以上でございます。

○辻会長　その他、いかがですか。

○下田委員　下田でございます。二つあるんですけれども、一つは交通事故のことですが、交通事故の死傷者数が４００人もいたということで、ちょっと驚きました。３６５日と考えると、毎日起きているんだなと思いますし、その中に高齢者が占める割合が６割というふうに聞いていますけれども、これはここで決めることではないのですが、横断歩道の青信号が大変短いというふうに高齢者が言っております。さらに高齢者社会になっていきますから、考えていく必要があるのではないかというふうに思うのが一つです。

もう一つは、１８ページのほうの①ですが、地域主導の防災対策の強化が８３．３％というふうに達成率が低いんですけれども、これの区民防災組織というのは町会でしょうし、あと、中高層共同住宅は管理組合だと思います。地域が一体となって活動するのには、防災というのはとても大事なことで、あらゆる年代層に関わることですから、集まりやすい機会でもあります。その地域が一つになるということが文京区の目標であるとすれば、こういうことをもう少しＰＲをして、パーセンテージを上げることも大事ですし、何か活動を増やしていきたいなと思いますので、その努力をしてほしいというふうに思います。

○辻会長　事務局、お願いします。

○小野管理課長　管理課長の小野でございます。高齢者の死傷者数につきましては、委員は６割とおっしゃいましたけれども、平成２３年が、全体の死傷者数８５６人に対しまして大体１１％、

平成２７年が５７６人に対しまして大体１４％ということで、高齢者の割合が増えているという状況でございますが、まだ６割まではちょっと行っていないというところでございます。

信号につきましては、現に区民の方からそういうご要望もいただいておりまして、この間は江戸川橋の交差点、ここが道路によって３０秒のところと１８秒のところがあり、道路の延長によって信号の長さがかなり違うということで、ご意見をいただいて、それにつきましては、大塚警察に検討をお願いしてほしいというふうに今要望しております。ですので、実際に交差点で信号の時間が短いということを感じましたら、是非私どものほうにご連絡いただければ、警察に要望してまいりたいと思っております。

○橋本防災課長　２点目の防災に関するご質問へのお答えをいたします。区民防災組織等へのＰＲということでございますけれども、今年度、先ほどご説明にも少しふれましたが、防災訓練を始めていませんかというリーフレットを作成しまして、それに基づきまして、各地区の町会議に出向きまして、ご説明などをやらせていただいております。

そこで様々なお話を聞いておりますけれども、中には、区の助成金を活用しないで訓練をされているところもあるということでして、そういった話を踏まえて、助成金を活用することによって、訓練に加えて、訓練参加者への備蓄に備えた物資の購入ですとか、また、町会としての訓練に合わせた物資の購入ということにも役立てていただけるというようなこともご説明しております。引き続き、こういった助成金を活用した地域の取組が進められるようにＰＲしていきたいと思います。

防災というのは、委員ご指摘のとおり、地域の中であらゆる方が関係することでございますので、そういった地域のつながりづくりということも視点の一つに入れながら、防災対策の強化に取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

○岩永委員　一度、分野別分科会に参加して、副会長が防災士だと聞きましたけれども、ちょっと次元が低いかも分かりませんが、副会長がお話しをされる前に聞きたいと思います。今、防災士の認証登録に費用の助成を行うということを言われましたけれども、これは相当の金額が掛かるのかどうかというのが一つと、この３１年度までに１６０人を目標にされていますが、これだけいれば、災害時でも防災士の皆さんがそういう誘導やいろんな協力をしていただけるのかどうか。それをちょっと今思ったものですから、答えていただければと思います。

○橋本防災課長　まず、１点目のご質問の、防災士の資格取得に掛かる費用でございますけれども、一人当たり約６万円となっております。

２点目の、この３１年度目標値の１６０人ということでございますが、人数といたしましては、区として資格取得の助成を行うというふうに考えているのが８人でございますので、毎年８人ずつ増加ということで考えております。区としてその資格取得助成をした方につきましては、避難所運営協議会を中心に、地域の中のリーダーとしてご活躍いただきたいと考えております。

また、今後の課題といたしましては、個人で資格取得された方に、どのように地域の中で防災

のリーダーとしてご活躍いただくかということは、引き続きの課題として受け止めております。以上でございます。

○平田副会長　時間のないところ、すみません。１番の中高層共同住宅の防災対策を進めるのは非常に難しいことなんですね。これは、マンションの中高層の方々が特に難しいんです。超高層になりますと、いわゆるタワーマンションだと専門家が常駐しているんですね。けれども、そういう方が中高層のマンションにはいないんですね。それから、マンションにお住まいの方はコミュニティを余り求めないんです。ですから、これは区がかなり頑張っての数字なので、８３．３％まで行くのは素晴らしいことなんですが、ＰＲだけではなかなかうまくいかない分野のように感じますので、先ほどの防災士も、活用してこそ初めて生きてくるので、こうした人が動き出す体制づくりは、みんなが協力するしかないので、そこは是非皆さんも一緒に考えていただければと思います。

○辻会長　事務局、どうですか。

○橋本防災課長　マンションにつきましては、消防法令に基づく避難訓練等が行われている中で、その中でより助成金を活用しながら内容を充実させていただきたいというふうに、一つの方向性としては考えております。そのために、マンション管理セミナーの中で、ＰＲもさせていただいておりますし、あとは、管理会社に対して周知をするということによりまして、多くの場合、管理会社の支援の下に行われていると認識しておりますので、その中で助成金の活用を更に進めていただきたいというふうに思っております。

幾つかのマンションでは、非常に特徴的な取組もされていますので、区としても、そこについてはホームページでそのマンションの取組事例なども紹介させていただいておりますので、こういった良い事例を広く展開していくというのが、今後の方向性だと考えております。以上でございます。

○辻会長　よろしいでしょうか。最後に、はい、どうぞ。

○山口委員　時間のないところ、すみません。放置自転車なんですけれども、私の家の近所なんですが、スーパーの買い物客が利用しやすい、スーパーの裏が有料の登録自転車の置場になっているんですよね。そうすると、買物客がみんなそれとは逆に、道路側に全部止めちゃうんですね。そうすると、一人一人は大変短い時間なんですが、ただ買物客が一杯いるので、常時そこがあふれている。だから、そういう有料自転車の利用場所を造ったがために、かえって混乱を起こしているところがあるんじゃないかなという気がするんですよね。ですからそういうところも考えて、そういう有料の駐輪場の設置計画をお願いしたいなと思います。以上です。

○辻会長　事務局、お願いします。

○小野管理課長　多分それは根津の近辺かなとは思いますが、実際の道路というのは自転車を置く場所では本来はないんですけれども、自転車はその目的地まで行って、降りないことには活用できませんので、その辺の駐輪場の整備につきましては、本来はやっぱり事業者が設けないとい

けないということです。ここでいいますと商店ですが、その商店に対して、区のほうでも駐輪場の整備をしてくださいとお願いししているところでございます。ただ、限られた土地でどうしてもできないということも分からなくはないので、何とかその辺については、近くの駐車場等の活用もいろいろ視野に入れて取り組んでいただきたいというふうにお願いしております。また、区としましても、できるだけ放置自転車というか、自転車の駐輪場所を確保できるように対応しておりますけれども、商店があるからそこに有料の駐輪場を造らないということではなくて、区とすれば、放置自転車を出さないように有料の駐輪場を造っているという状況でございます。

○辻会長　駐輪場対策は、駐車場対策に比べると掛かるお金は少ないんです。どこも市区町村の努力度を測る一つのバロメーターに、駐輪場対策をどのくらい気がきいてできるかというのはよく挙げられますので、是非皆さんが満足できるような方向にいくように、継続してご努力ください。

それでは、次に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」ですね、こちらの実施状況の検討に入ります。

今日の検討分野は、高齢者福祉になります。大体１５分程度はやはり確保したいと思いますので、ちょっと当初より遅くなりますけれども、２０時４５分くらいまでをめどに議論させていただければというふうに思います。

それでは、高齢者福祉につきまして、福祉部長から説明をお願いします。資料は第３号になります。

○須藤福祉部長　それでは、資料第３号別紙の３ページをご覧ください。Ａ４判の横開きのものになります。こちらの高齢者福祉ですけれども、まず、ご覧の基本目標を目指しまして、基本的方向といたしまして、高齢者施設の整備、認知症の方への支援、それから介護人材の確保等を柱として、方向性としております。数値目標として掲げましたのは介護施設数ということで、ここで申し上げます介護施設というのは、特別養護老人ホームのほか、老人保健施設、認知症グループホーム、そしてちょっとややこしい名前ですが、小規模多機能型居宅介護と、それから看護小規模多機能型居宅介護、こういったものを含んだ施設になっております。見ますと、２７年度に１か所増えております。これは、看護小規模多機能型居宅介護が１か所増えたということになります。特別養護老人ホームの定員数については２８年度まで同じ数ですけれども、この４月には洛和ヴィラ文京春日という特別養護老人ホームができております。来年度には、ここに数字が入ることになります。

それから、その下の具体的な施策が３点ございます。まず１番目は、民間事業者による高齢者施設の整備でございます。どれも新規ということで、まだ何年度が入っておりませんが、今申し上げましたように、１番目の旧教育センター跡地における特別養護老人ホーム（以下「特養」という。）の整備につきましては、今年の４月にこれは数字が入ります。それから、２番目の春日二丁目の特養についても、今、工事が始まっています。３番目の旧福祉センター跡地、これは音

羽ですけれども、この老人保健施設については、３０年２月に開設の予定で今工事が進められているところでございます。

続きまして、４ページをおめくりください。２番目の介護人材確保・定着等支援事業でございます。何しろ、介護については人がということで、これが大事なものだということで、取組を進めております。具体的な事業につきましては、３点あります。一つ目が、介護施設従事職員住宅費補助ということで、区内の特養で先ほども話題になりました福祉避難所の指定を受けている特養、あるいは通所施設ですけれども、そこの職員に対して住宅費補助を行っております。２８年におきましては、これは新規事業として始めまして、３０人の方に補助を行いました。それから、２番目といたしまして、中学生等向け介護啓発冊子ということで、職場体験をする中学校２年生に向けて、この冊子を配付しております。その他の方々にも配付ということで作っております。それから、事業所見学ツアーということで、いろいろな介護施設にバスツアーをして、体験をする形のものを行っております。

そして、3番目です。認知症施策の総合的な推進ということでございます。こちらについては、１番目、講演会・研修会ということで、これは高齢者あんしん相談センターが中心となってやっているものになります。２番目の認知症カフェ、これは認知症がある方でもここに行って穏やかな時間が過ごせるというカフェでございますが、ここも高齢者あんしん相談センターが主催している数が、この数ということでございます。ちなみに、これは累計数ですので、年度だけでいいますと、２８年度ですと２２回ということになります。このほかに最近では、高齢者あんしん相談センターと連携して、民間のところでもこういったカフェを行ってきているところが徐々に増えているという状況がございます。３番目、ただいま！支援ＳＯＳメール、これは認知症の方がいなくなったというときに、ご家族の方が警察等に届出をされたりするんですけれども、こういう特徴のある方ですよということを、登録されている協力サポーターの方にメールを送って、一緒に探してもらえませんかという協力を求めるものでして、この登録人数が２８年度は累計で５４７人になったというものでございます。説明は以上です。

○辻会長　それでは、ここにつきまして、ご質問、ご意見をお願いします。いかがでしょうか。どうぞ。

○枇杷阪委員　枇杷阪でございます。まず、数値目標の認知症サポーター数のところでございますが、私も昨年か一昨年、認知症サポーター講習を受けさせていただきました。オレンジ色の腕輪をするような形になると思うんですが、受けてみて、認知症の方との対応の仕方、特に商店側ですか、お釣りのやり取りですとか、とてもためになったので、こちらのほうの啓発がどのような形になっているかということを知りたいということが一つです。

それから、ただいま！支援ＳＯＳメールでございます。こちらも私は登録させていただいておりまして、皆さんが思っている以上に文京区で行方不明になっている方が結構いらっしゃいますが、ただ、すぐに見付かるんですね。とても個人情報ではありますけれども、最近は顔写真なん

かも一緒に送られてきまして、たまたま、私どもの事業、同じ事業をしている組合の方で、社員にこういった方がいなくなったというミーティングをしたら、「所長、外で歩いている方がそうじゃないですか」ということで、すぐに見付かったという事例もありまして、とてもこれはいい活動だと思っております。引き続き、こちらも目標が１，０００人という形になっておりますので、是非広めていっていただければと思います。以上です。

○須藤福祉部長　ありがとうございます。認知症サポーター、こちらちょっと説明を飛ばしてしまったかもしれません。こちらのほうは、毎年１，０００人程度目標ということで取り組んでおりますが、普通に講座を開きますという案内をする場合もありますし、最近お問合せがあるのは銀行ですとか、商店のほうからです。お客様がどうも認知症なのかなということが増えてきて、そのことについて学びたいのでというお声掛けがあって、職員ですとか、高齢者あんしん相談センターの職員が出向いて講座を開く回数も増えてまいりました。あと、学校ですとか、いろんな場面でお問合せがあって、出向かせていただいているような形でこの人数になります。１，０００人ですと、相当な数だと思いますけれども、そういった意味では、相当、実際に関わる場面も増えたということにで関心が高まっているというふうに思っております。是非、積極的に進めてまいりたいと思います。

それから、ただいま！支援ＳＯＳメールのほうですけが、今年度は半年で３回ですけれども、去年は年間で１０回、そして２７年は６回ということで、これまでに２０回程度のＳＯＳを発しております。そのうち、ご家族が見付ける場合もありますし、警察のほうからもあるんですが、２回は協力サポーターの方から見付かったということで、いろんな方の目が届くということで、地域がつくれればと思っています。是非、これは人数を増やしていきたいと思います。

○辻会長　どうぞ。

○加藤委員　加藤です。ＳＯＳメールの件について、ちょっとお伺いしたいのですけれども、先日子ども１１０番ステッカー事業というのがあって、取組としては似ていて、対象が子どもなのか大人なのかみたいなイメージがあって、地域の方の目で確認するということだったので、ここら辺の協力とかがあるのかどうかというのと、あと登録している方がそこで重複しているかどうかというところを教えていただければと思います。

○須藤福祉部長　そういう意味では、少し似ているところもあるんですが、今のところはこのただいま！支援ＳＯＳメールのほうは、特には連携していないところです。あるいは、高齢者のほうは、実はそのほかにハートフルネットワークという形で、いろんなお店の方にちょっと異変を感じたらということで、認知症に限らず、これはまた別口があるんです。ただ、ご協力いただいていることはかぶっているところもありますけれども、確かに、地域で守るという意味では似ているところもありますので、内容によっては連携も考えていれけばと思います。

○辻会長　その他、いかがでしょうか。どうでしょうか。大分いい時間ではありますが。

○出井委員　すみません、いいですか。出井ですけれども、介護人材確保の中で、中学生等向け

の介護啓発冊子の作成で、中学２年生を対象にしているというのは、どういう意味があるんでしょうか。

○須藤福祉部長　実は区立中学校では、ちょうどこの時期に職場体験という形で、将来どういったことを進めていくかということで、いろんなところにご協力いただいていて事業所に行く取組がございます。そういった時期を捉えまして、将来の一つの候補として考えられないかということでのタイミングに、この冊子をお示ししているということになります。

○辻会長　その他、いかがでしょうか。よろしいですかね。

それでは、予定の時間は過ぎておりますので、まち・ひと・しごと創生総合戦略評価表の検討はここまでにします。それでは、最後に次第３のその他ですね、次回の区民協議会等につきまして、事務局から説明をお願いします。

○加藤企画課長　熱心なご協議、ご意見ありがとうございました。次回ですが、来週の火曜日、１０月２４日になります。時間と場所については本日と同様、６時半から第一委員会室、こちらの会場になります。また、本日使用した資料ですけれども、第３回でも使用いたしますので、持ち帰りいただけない場合については、次第の分かるところに１回目と同様にお名前を書いていただければ、次回席上に配付させていただきますので、よろしくお願いいたします。冊子につきましては、そのままその場に置いていただければと思います。

ありがとうございました。

○辻会長　それでは、今度は一応最終回になります。本日も皆様に小気味よく本質的な質問をしていただきまして、私もまた勉強になりました。連続審議になりますけれども、どうか３回目もよろしくお願いいたします。

どうも、本日はありがとうございました。